

武蔵野赤十字病院看護師養成奨学金のご案内

○目的

1. 武蔵野赤十字病院が指定する看護大学に入学した看護学生の修学に必要な資金の一部を奨学金として貸与し、優秀な看護学生の修学を支援すること。 **対象:学部2・3年生**
2. 日本赤十字看護大学大学院の修士課程に入学した大学院生の修学に必要な資金の一部を奨学金として貸与し、修士課程の取得を支援すること。

○奨学金制度の概要

1. 貸付金額

60万円/年(月額5万円×12ヶ月分)を年2回(4月・10月)に分けてお支払いします。

2. 返還の免除

当院採用試験に合格した者は、当院での勤務期間に応じ返還を免除します。

次のような場合は奨学金を返還していただきます。

- ・途中で奨学金を辞退したとき
- ・卒業前に退学したとき
- ・卒業の年に看護師又は助産師資格が取得できないとき
- ・修学期間内(大学4年・大学院修士課程2年)に卒業・修了できないとき
- ・当院以外に就職したとき
- ・当院採用試験に合格できなかったとき
- ・その他「武蔵野赤十字病院看護師養成奨学金貸与規程」をご参照ください。

3. 申込書類

奨学金を希望する方は次の書類を当院まで提出してください。

なお、大学で取りまとめている場合もありますのでご確認ください。

- (1) 奨学生採用願
- (2) 日本赤十字社履歴書・身上書(指定様式)
- (3) 成績証明書(2年生以上)

4. 奨学生決定

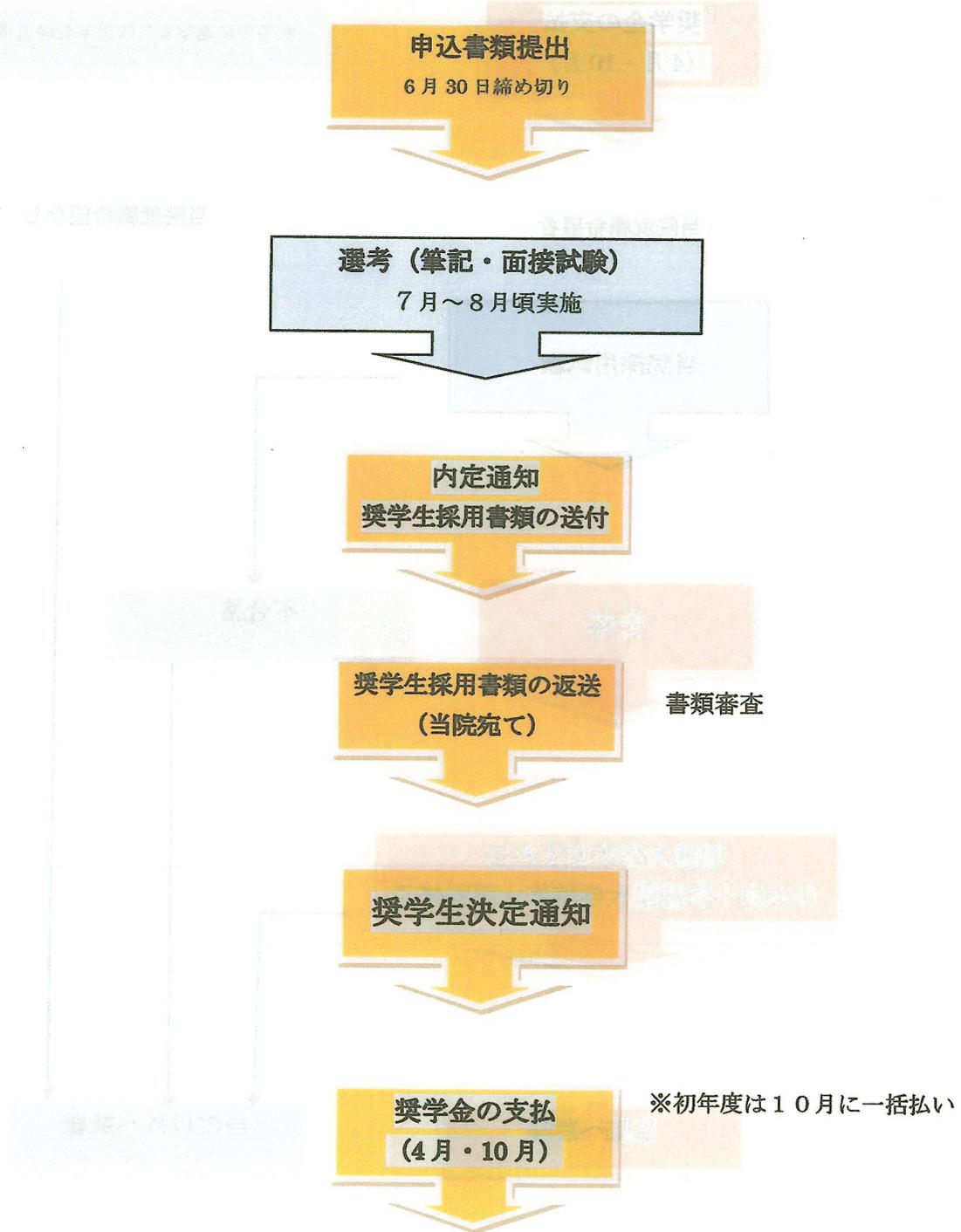
筆記試験・面接試験において合格となった者に採用書類を送ります。返送された採用書類の内容を確認し決定通知をします。

5. 注意点

(1) 大学卒業後、日本赤十字看護大学大学院へ進学した場合、継続して本制度を利用することはできません。

(2) 奨学金制度の詳細は「武蔵野赤十字病院看護師養成奨学金貸与規程」を参照ください。

武蔵野赤十字病院看護師養成奨学生採用フローチャート



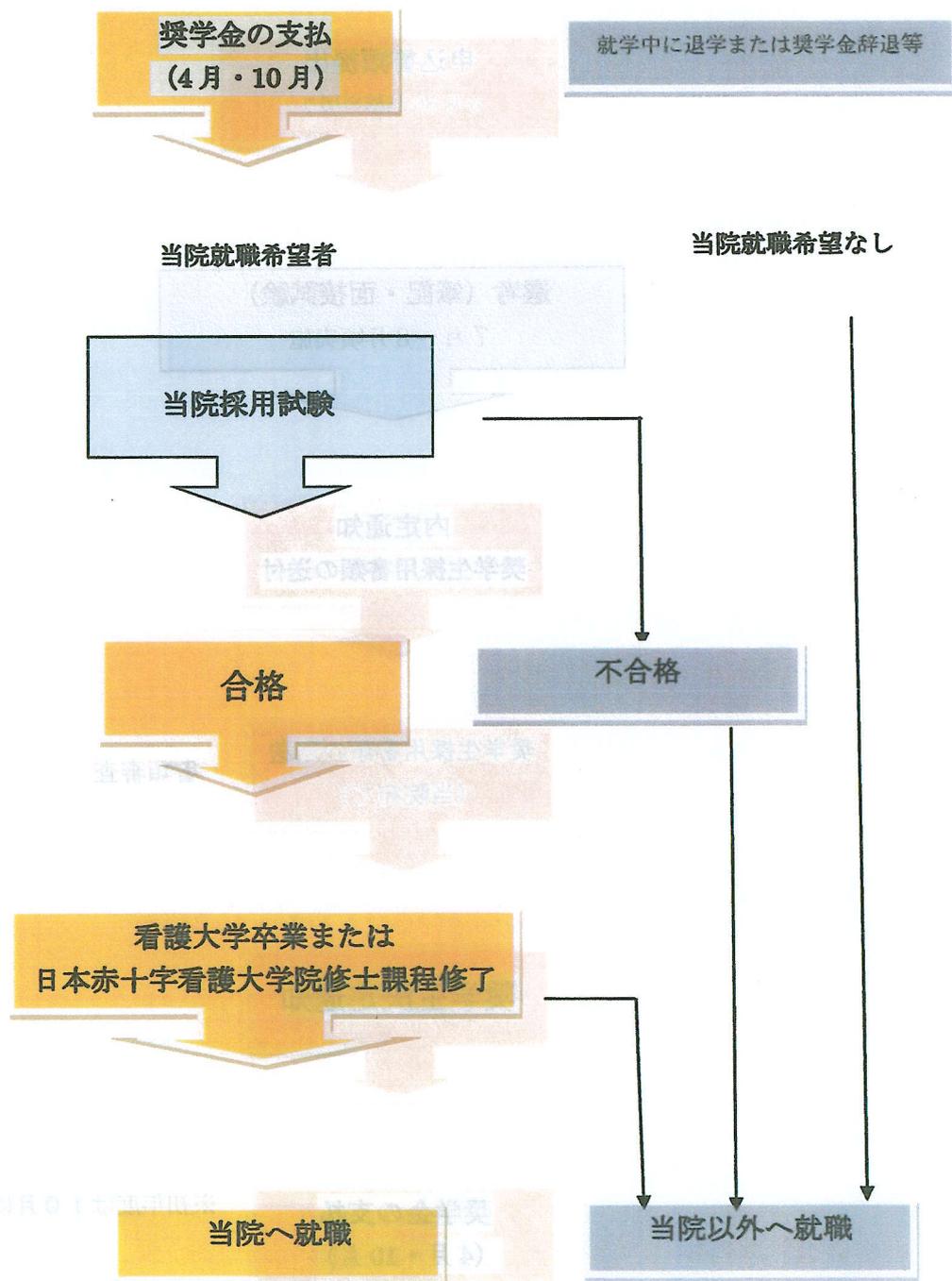
〒188-8511 東京都武蔵野市曙町1-1-1 03-43-8811 武蔵野赤十字病院 奨学金委員会 (受付時間)

お問い合わせ先
奨学金課

TEL

人間を救うのは、
人間だ。 Together for humanity

看護師養成奨学生の職員採用までのフローチャート



【お問合せ先】 武蔵野赤十字病院 〒180-8610 東京都武蔵野市境南町 1-26-1
 人事課人事係 0422-32-3111 (内線 6818)

人間を救うのは、
 人間だ。 Together for humanity

武蔵野赤十字病院看護師養成奨学金貸与規程

(目的)

第1条 この規程は、看護師養成教育施設において看護師、保健師（以下「看護師等」という。）の資格取得を目指す看護学生および日本赤十字看護大学大学院修士課程の修学に必要な資金の一部を奨学金として貸与し、優秀な看護学生の修学を支援することを目的とする。

(貸付対象)

第2条 本奨学金の貸付対象は次のとおりとする。

- (1) 赤十字看護大学、又は当院指定の看護大学の看護師養成の教育施設に入学した看護学生のうち、奨学金の貸与を希望する者で、かつ卒業後、間無く当院に就業する意思がある者。
- (2) 日本赤十字看護大学大学院の修士課程に入学した大学院生のうち、奨学金の貸与を希望する者で、かつ卒業後、間無く当院に就業する意思がある者。ただし、(1)の奨学金を貸与された者が継続して当該奨学金の貸与を受けることはできない。

(奨学金貸与者の人数)

第3条 奨学金貸与者（以下「奨学生」という。）は毎年、別添に定める人数とする。

(奨学金貸与期間)

第4条 奨学金の貸与期間は、正規の修学期間（4年間）とする。ただし、休学、留年等がある場合、その期間中は奨学金を貸与しない。

2 日本赤十字看護大学大学院の修士課程に進学する場合の奨学金の貸与期間は、正規の修学期間（2年間）とする。ただし、休学、留年等がある場合、その期間中は奨学金を貸与しない。

(奨学金の貸与額等)

第5条 奨学金は年額60万円（月額5万円）とし、それぞれ6ヶ月分ずつ貸与するものとする。

(貸与申請)

第6条 奨学生になろうとする者は、奨学金貸与申請書（様式1）と奨学金返済計画書（様式2）を院長に提出して、奨学金の貸与申請をするものとする。

2 貸与申請に際しては、連帯保証人2名を立てなければならない。

3 連帯保証人は、本規程及び貸与申請書並びに返済計画書に基づき奨学生が負う一切の金銭債務を連帯保証する。

4 第2項の連帯保証人は、独立の生計を営む身元確実な者とし、その一人は本人の親権者、父母またはこれに代わる者とする。

(奨学金貸与の決定)

第7条 院長は、前条の申請に基づき、審査の上、奨学生、貸与金額を決定し、決定後は奨学金貸与決定を通知する。

(口座の指定等)

第8条 奨学金の支給が決定された奨学生は、奨学金の振込みのための本人名義の銀行口座を指定し、様式3により院長に届け出るものとする。

2 奨学生は、奨学金が指定の口座に振り込まれたときは、その都度、速やかに様式4による受領書を院長宛て提出するものとする。なお、当該受領書が提出されないときは、次期の奨学金が支給されないことがある。

(奨学金の返済)

第9条 奨学生は原則として卒業後5年以内に、返済計画書に基づき、貸与した奨学金を全額返済しなければならない。ただし、院長は奨学生に特別の事情がある場合は返済期限を延長することができる。

2 返済計画の実行を期するため、具体的な返済の額及び方法等については、返済の義務が生じたときから1ヶ月以内に、院長と奨学生が相互確認するものとする。

3 奨学生が、次の各号の一に該当するときは、院長は貸与を打ち切り又は停止するものとし、奨学生は既に貸与した奨学金を、返済計画書にかかわらず、一括で返済しなければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合は、具体的な返済時期及び返済方法を院長と奨学生で協議して定めるものとする。

(1) 自己の都合により奨学生を辞退したとき。

(2) 自己の都合又は病気等により退学したとき。

(3) 学則の定めにより退学を命ぜられたとき。

(4) 学業途中において、奨学生として適正を欠き、又は就学成績が著しく不良等で奨学生としてふさわしくないと認められたとき。

4 奨学生が、就学中に死亡した場合、院長は奨学金貸与を打切る。この場合は、既に貸与した奨学金の返済については、返済計画書にかかわらず、一括で返済しなければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合は、具体的な返済時期及び返済方法を院長と連帯保証人で協議して定めるものとする。

第10条 奨学金の貸与に対し、利子は課さない。ただし、定められた返済が延滞したときは、延滞利息を課すものとする。

2 延滞利率については別に定める。

(返済の免除)

第11条 奨学生が卒業後、別に定める条件に該当した場合は、様式5により院長あて申請し、院長が許諾したときは奨学金の一部又は全額の返済を免除することができる。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、奨学金の貸与について必要な事項は別に定める。

(附則)

1 この規程は、平成21年1月1日以降の奨学金貸付者から適用する。

2 武蔵野赤十字病院貸貸生制度の内規(平成14年7月1日付)は平成20年12月31日付で廃止とする。

3 この規程は、平成24年3月1日以降の奨学金貸付者から適用する。

(附則)

この規程は、平成 25 年 3 月 1 日以降の奨学金貸与者から適用する。

(附則)

この規程は、平成 31 年 1 月 1 日以降の奨学金貸付者から適用する。

(附則)

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日以降の奨学金貸付者から適用する。

武蔵野赤十字病院奨学金貸与規程細則

武蔵野赤十字病院奨学金貸与規程に基づき、次のとおり必要事項についての細則を定める。

(対象者の就労希望の確認)

第1 院長は労働基準法に定める就労者の就労先の選択権利を尊重する必要があることから、卒業見込時において、奨学生に対し当院への就労希望の有無を確認する。

(延滞利息の利率)

第2 規程第10条第2項に定める延滞利息については、当該返還すべき日の翌日から返還日までの期間の日数に応じ、返還すべき額に年10.0%の割合で計算した額を徴収するものとする。

(奨学金の返済免除の要件と免除額)

第3 規程第11条に定める卒業後における返済免除の要件は、「卒業後直ちに看護師、助産師、保健師の資格を取得または日本赤十字看護大学大学院の修士課程を卒業し、当院に一定期間以上就業した場合に適用する」とし、その要件と免除額は次のとおりとする。

- (1) 奨学金の貸与を受けた期間(月数)と同等の期間(月数)を勤務した場合、若しくは当院に就業中に死亡した場合は、貸与総額の全額
- (2) 奨学金の貸与を受けた期間(月数)未滿を勤務した場合は、貸与総額に就業期間(月数)を乗じて得た額を貸与期間(月数)で除した額。
ただし、100円未滿の端数は、これを切り上げる。
- (3) 上記の定めにかかわらず、当院に就職後、奨学金の貸与を受けた期間(月数)と同等の期間(月数)の勤務期間以内に病気またはその他勤務できない状況に至った場合は、その状況が真に止むを得ない事情と認められかつ継続勤務の意思がある場合は、事情勘案のうえ、院長が返済額及び返済方法を決定することとする。
- (4) 上記の勤務期間のうち下記については免除の対象となる勤務期間から除外する。
 - ・ 有給休職、業務外の事由による負傷または疾病による休職、育児休業期間の1/2相当期間(端日数は切捨て)
 - ・ 労働協約に基づき組合専従職員になった後の休職期間
 - ・ 介護休暇、ボランティア休暇を取得した期間

2 前項の適用を受ける場合は、対象者は就業が決定した後、別紙様式5の奨学金返済免除申請書を院長に提出する。院長は同申請書を審査し、返済免除の諾否を対象者に通知する。